

各位

会社名 株式会社倉元製作所
代表者名 代表取締役社長 鈴木 聡
(コード番号 5216)

問合せ先 取締役経営管理部長 関根 紀幸

電 話 0228 - 32 - 5111

(開示内容の変更) 第三者割当による募集株式発行に係る払込期日の変更に関するお知らせ

当社は、2020年3月13日付「スポンサー支援に関する契約書の締結、第三者割当による新株式行、主要株主、主要株主である筆頭株主及び親会社の異動並びに業務提携に関する覚書の締結に関するお知らせ」にて開示しております第三者割当による募集株式の発行(以下「本第三者割当増資」といいます。)に関し、本日開催の取締役会において、下記のとおりその払込期日を変更することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、これに伴い、東北財務局長に2020年3月13日付で提出してありました有価証券届出書について、払込期日等を訂正した訂正届出書を本日付で東北財務局長に提出しております。

記

1. 変更の理由

第三者割当増資については、募集に先立ち、あらかじめ有価証券届出書を財務局に提出しなければならず(金融商品取引法第4条)、一定の待機期間を経過し、その届出書の効力が生じた後でなければ、増資を実行することができないとされております(同法第15条)。

2020年3月13日付「スポンサー支援に関する契約書の締結、第三者割当による新株式行、主要株主、主要株主である筆頭株主及び親会社の異動並びに業務提携に関する覚書の締結に関するお知らせ」において、東北財務局長に2020年3月13日付で提出してあります有価証券届出書(以下「本有価証券届出書」といいます。)が待機期間を経過後、2020年3月30日に効力を発し、同日開催予定の当社定時株主総会において、第三者割当による募集株式発行に係る議案が承認可決されることを条件とし、その払込期日を2020年4月7日としておりました。

しかし、その後、当社は、本有価証券届出書に関し、同月18日、同月23日付けで訂正届出書を提出しているところ、これらの訂正届出書に関し、現時点において財務局から金融商品取引法第8条3項に基づく効力発生通知を受領していないことから、本有価証券届出書及びこれに関する訂正届出書の効力発生日は2020年4月8日になる見込みです(ただし、上記訂正届出書について、今後、財務局から金融商品取引法第8条3項に基づく効力発生通知を受領した場合には、効力発生日は4月7日よりも前になる可能性があります)。また、今後、追加で訂正届出書を提出する必要がある場合には、有価証券届出書等の効力発生日が更に遅れる可能性があります。

そこで、このような有価証券届出書等の効力発生日の変更可能性を踏まえ、効力発生後の払込みを可能とするため、本第三者割当増資の払込みについては、2020年4月7日の払込期日を、2020年4月7日から2020年4月28日までの払込期間に変更することといたしました。

なお、この変更につきましても、本日付で財務局に訂正届出書を提出しており、その効力発生日は、2020年4月13日と見込んでおりますが、今後、財務局から金融商品取引法第8条3項に基づく効力発生通知を受領した場合には、効力発生日はこれよりも前になる可能性があります。

2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりです(変更箇所には下線を付しています)。

(変更前)

払込期日 2020年4月7日

(変更後)

払込期間 2020年4月7日から2020年4月28日まで

なお、これに伴い、ニューセンチュリー有限責任事業組合との間で締結した2020年3月13日付「スポンサー支援に関する契約」及び深圳诺康医疗设备股份有限公司との間で締結した2020年3月13日付「業務提携に関する覚書」につき、本第三者割当増資の払込期日の変更について合意する変更覚書の締結を予定しております。

以上